

令和3年度

# 大館市住宅リフォーム支援事業

大館市では、市内経済の活性化と市民の居住環境の質の向上を図るため、市内業者を活用して住宅のリフォームや増改築工事を行うかたに対し補助金を交付します。

## リフォーム・増改築工事費30万円以上に対し補助します!!

### ① 一般の補助



居住する世帯の家族構成に条件なし

➔ 工事費の5%(上限10万円)

市内在住のかたであれば、どなたでも利用できます

### ② 子育て支援



18歳以下の子供と同居の世帯

➔ 工事費の10%(上限20万円)

18歳以下(平成15年4月2日以降生まれ)の子供とその家族が同居している世帯

### ③ 三世代同居



18歳以下の子供と親と祖父母等が同居の世帯

➔ 工事費の10%(上限30万円)

祖父母等とは、祖父母・曾祖父母のことを言い、祖父母等の夫婦のどちらかが居住していれば三世代同居となります

### ④・⑤ 空き家(大館市空き家バンク登録住宅に限る)購入後、リフォーム



➔ ④大館市在住のかた ➔ 工事費の10%(上限30万円)  
➔ ⑤市外から転入するかた ➔ 工事費の20%(上限50万円)

大館市空き家バンクに登録ある住宅を購入・リフォームし、その住宅に居住するかた転入後、3年以内のかたも⑤を利用できます

### ⑥ 移住者支援(市外から大館市に移住しようとするかた)



➔ 工事費の15%(上限40万円)

※大館市空き家バンク登録住宅を購入・移住転入の方は⑤の適用となります

中古住宅(大館市空き家バンク登録住宅以外)購入の他、持ち家(相続した住宅を含む)やご実家(親又は子の所有)をリフォームし、大館市に移住するかた(転入後、3年以内のかたも利用できます)

大館市観光キャラクターはちくん ©大館市

#### ◇補助対象者◇

#### 1. 全ての補助種別に共通の要件

市内に住所を有し(転入・移住予定を含む)、次のいずれかに該当するかた

- (1) 持ち家住宅(自己所有で自己居住の住宅)のリフォームを行うかた
- (2) 親または子が所有し、自ら居住する住宅のリフォームを行うかた
- (3) 親または子の持ち家住宅のリフォームを行うかた
- (4) 親または子が居住する自己所有の住宅のリフォームを行うかた
- (5) 空き家や中古住宅を購入後にリフォームし、その住宅に居住するかた

※市税を滞納していないこと(申請者及び同居配偶者、子育て支援、三世代同居の補助で18歳以下の子供と同居の親・祖父母)

#### 2. 各補助種別の世帯要件

#### ②「子育て支援」を利用する世帯

補助対象の住宅に18歳以下(平成15年4月2日以降生まれ)の子供とその家族が居住している世帯

#### ③「三世代同居」を利用する世帯

補助対象の住宅に18歳以下(平成15年4月2日以降生まれ)の子供とその親及び祖父母等が居住している世帯

※補助種別 ①・④・⑤・⑥は、家族構成の要件はありません

注: ①~⑥の補助種別を併用することはできません。

#### ◇補助対象住宅◇

#### ○一戸建ての住宅

住宅敷地内の住宅用車庫や物置の新築及び増改築を含むただし、既製品のカーポートや車庫、物置は除く

#### ○併用住宅

・店舗等の事業の用途に用いる箇所は補助対象外  
・令和2年度から住宅部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の1/2未満の併用住宅も新たに補助対象となりました。(但し、建物内の住宅部分について行う工事が補助対象)

#### ○マンション等の共同住宅

専有部分の工事に限ります(外装工事は補助対象外)

#### ◇お知らせ◇

#### 1. 本補助金の交付を受けている場合、直近で交付を受けた年度から起算して5年度を経過した場合、改めて補助金の申請を行うことができます。

○平成28年度以前の交付 ➔ 令和3年度で申請可能

○平成29年度の交付 ➔ 令和4年度で申請可能

#### ◇ご注意◇

「居住する」「移住する」とは、その住宅に実際に住んでいることをいい、子供が下宿やアパート住まいの場合や、祖父母等が老人ホーム等に長期で入所している場合は、居住していることにはなりません。

#### 実施期間

申請受付開始.....令和3年4月1日から

工事完了実績報告書提出期限.....令和4年3月22日まで(厳守)

※申請の受付は、予算の状況により途中で締め切る場合があります。

「申請書」のダウンロードや詳細情報は市ホームページをご覧ください。⇒<http://www.city.odate.akita.jp/>

### ◇補助率・補助限度額◇

○該当する補助種別の補助率に補助対象工事費用を乗じた金額(千円未満切捨、上限あり)を補助します。

### ◇補助対象工事◇

次に掲げるすべてを満たす工事

○リフォーム等工事費用のうち、補助要件を満たす対象工事費用(消費税込)が**30万円以上**であること

○市内に本店を有する法人、市内に住所を有する個人事業者と契約を交わし、施工する工事であること  
※下請けも市内業者とすること

### ◇補助対象外工事について◇

○補助対象となる工事の詳細な内容は要綱や補助対象工事一覧表をご確認ください。ご不明な点がある場合はお問い合わせをお願いします。

### ◇重複補助ができない他の補助制度等

下記の補助制度等を利用するかたは、補助対象工事費から他の補助金額及び補償額を減額します。

◀減額対象となる他の補助制度等▶

- ・介護保険制度の給付対象となる住宅改修費
- ・浄化槽設置整備事業

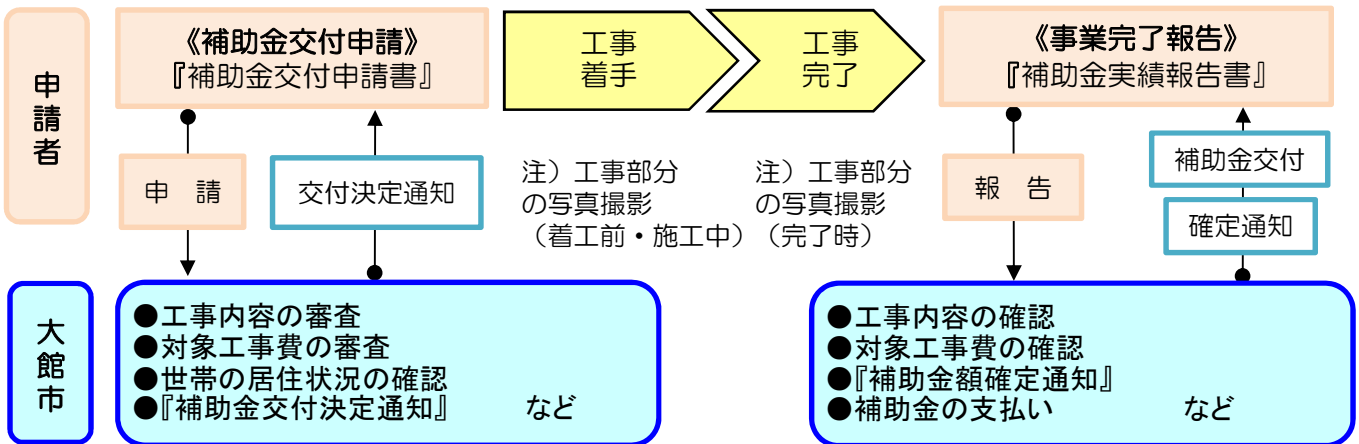
### ◇補助金の申請制限について◇

○補助金の交付を受けてから5年度後、改めて補助金申請を行うことができます。(この期間を経過しなければ、申請を改めて行うことはできません。)

○ただし、次に該当する場合、期間を経過していてもリフォーム補助金の申請を行うことができます。

- ・大館市木造住宅耐震化補助事業の交付決定を受けて行う耐震改修工事を行う場合
- ・自然災害(暴風、豪雨、洪水等)に伴う住宅被害復旧工事を行う場合(事前にご相談ください)
- ・住宅を購入(2親等以内の親族からの購入を除く)した場合
- ・大館市の条例に基づき、上下水道接続工事

### ◇補助事業申請フロー◇



### ◇ご注意ください◇

1. 補助申請の前に工事着手した場合は補助対象となりませんのでご注意ください。申請時に担当職員が訪問し、工事着手の有無や内容について確認させていただく場合があります。
2. 増改築をご計画の際は、建築確認申請が必要となる場合がありますので、計画の初期段階で工務店等に確認してください。(建築年が古い建物の増築工事は、構造上大規模な改修が必要となる場合もあります。)
3. 車庫(カーポートを除く)内部の壁・天井は、建築基準法により石膏ボード等(準不燃以上)を張ってください。
4. お住いの地域によっては、建築基準法により外壁等の一部を防火構造等にしなければならないなどの規制がありますので、これも計画の初期段階で工務店等に確認してください。

〈申込先・問合せ先〉 大館市建設部 都市計画課 (建築指導係)

住所 大館市比内町扇田字新大堤下93番地6 (比内総合支所1階)

電話 0186-43-7083 (直通) FAX 0186-55-1018

※ 秋田県の住宅リフォーム推進事業について、大館市では秋田県への申請書の取次を行っています。

### ◇申請等に必要な書類◇

#### 補助金交付申請

補助金交付申請書(様式第1号)

#### 《各補助種別に共通の添付書類》

1. 工事請負契約書又は請書の写し
2. 工事見積書(内訳明細わかるもの)の写し
3. 工事を行う住宅の位置図または住宅地図(写)
4. 工事着工前の写真(建物の全景及び工事箇所)
5. 債権者登録申請書(※1人1口座しか登録できませんので、既に登録のあるかたはご注意ください)
6. 通帳(「5」記載口座)の写し(振込み不能を防ぐ目的で提出をお願いしており、強制ではありません)
7. 市税納付照会の同意書(家族状況で不要の場合あり)
8. その他、市長が必要と認める書類

※ ②子育て支援、③三世帯同居の補助種別では、住民票(続柄の表示があるもの)が他に必要です

※ ④空き家購入(市内在住)、⑤空き家購入(市外から転入)、⑥移住者支援では、不動産売買契約書の写し(⑥で中古住宅購入を伴わない場合を除く)と登記事項証明書(建物)、また住民票(転入・転居状況がわかるもの)が他に必要です

※ 補助種別以外にも、「併用住宅やマンションを補助対象とする場合」や「申請者と住宅の所有者や居住者が異なり、別に居住する場合」、「増築工事を行う場合」等では、別に必要となる添付書類があります

#### 事業完了報告

補助金実績報告書(様式第5号)

#### 《添付書類》

1. 工事代金領収証の写し
2. 工事中及び工事完了後の施工箇所の写真
3. 補助金交付請求書
4. 建築基準法の規定による確認済証の交付を受けた工事は検査済証の写し
5. その他、市長が必要と認める書類